

第6回 小田原市人権施策推進委員会 会議録

日 時 令和5年2月10日（金） 午後2時00分～午後4時00分
会 場 小田原市生涯学習センターけやき 4階第2会議室
会議形態 対面会議
出席者 委員：吉田委員長、大石副委員長、五十嵐委員、神谷委員、志澤委員
瀬戸委員、原田委員、村上委員、山本委員
市職員：【市民部】早川部長、菊地副部長
【人権・男女共同参画課】竹井課長、町山係長、大澤主任
欠席者 植田委員、山岸委員
傍聴者 0人

会議概要

1 開会

<p>事務局【町山係長】</p>	<p>本日は、お忙しいところ、ご出席いただき誠にありがとうございます。 定刻となりましたので、ただいまから、第6回小田原市人権施策推進委員会を開催させていただきます。 本日の委員会の出席委員は9名でございます。 委員会規則第5条第2項の規定により過半数を満たしておりますので、会議が成立することをご報告させていただきます。また、傍聴者はございません。 本日の会議録は、小田原市行政情報センター及びホームページにおいて公開されますので、ご了承ください。 それでは、次に資料の確認をさせていただきます。 ※（別紙 配布資料一覧）により確認 資料に過不足等ございましたら、恐れいりますが、挙手にてお知らせください。 （委員 配付資料確認） よろしいでしょうか。 会議の進行につきましては、小田原市人権施策推進委員会規則第5条の規定により吉田委員長へお願いさせていただきます。 吉田委員長、よろしくお願いいたします。</p>
------------------	--

2 議題

- (1) 市民意見の募集結果等について及び(2) 小田原市人権施策推進指針改定版（最終案）について

<p>吉田委員長</p>	<p>最終回となりましたが、本日は天候も荒れている中ご出席いただき</p>
--------------	---------------------------------------

	<p>ありがとうございます。それでは議題に入らせていただきます。</p> <p>議題（１）市民意見の募集結果等について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局【大澤主任】	<p>説明の前に委員長へお願いがございます。議題（１）の結果が議題（２）に影響しているところもあるため、議題（１）と（２）を一括で説明させていただきたいのですがよろしいでしょうか。</p>
吉田委員長	<p>ただいま、事務局から議題（１）と（２）を一括で説明することで提案がありました。委員の皆様からご異議はございませんでしょうか。</p>
※委員からの反対意見なし	
吉田委員長	<p>それでは、一括で説明をお願いします。</p>
事務局【大澤主任】	<p>それでは、議題（１）「市民意見の募集結果等について」と、議題（２）「小田原市人権施策推進指針改定版（最終案）について」は関連がございますので、一括して説明させていただきます。</p> <p>はじめに資料１－１をご覧ください。</p> <p>こちらは、令和４年１２月１５日から令和５年１月１３日にかけて、市の広報やホームページ、タウンセンターや公共施設等でパブリックコメントの実施について周知し、意見を募集しました。その結果をまとめたものです。なお、この結果は、後日、ホームページで公表いたします。</p> <p>資料にある２「結果の概要」のとおり、１人の方から３件のご意見がありました。</p> <p>意見の内容は、３「提出意見の内容（総括表）と次ページにあります（具体的な内容）をご覧ください。区分Ａ「意見を踏まえ政策等に反映したもの」は１件で、表記に関するご意見でございました。こちらは後ほどご説明いたします資料２の最終案に反映しています。区分Ｂ、Ｃに該当する意見はなく、Ｄのその他として判断した意見が２件ございます。</p> <p>１つ目のご意見については、指針の内容に直接関係する意見ではないですが、集会所の周知方法については地域の方と対話しながら所管部署において検討していくことといたします。２つ目のご意見については、様々な人権に関する法令等がある中で、ご意見のうちの一部を指針に記載することとしたいと考えます。３つ目のご意見については、市と関係団体等との業務については、規則に基づき適切に執行をしております。</p> <p>以上が、パブリックコメントでのご意見でございます。</p> <p>次に資料１－２をご覧ください。</p> <p>こちらは、先ほどのパブリックコメントを実施する前に修正した主</p>

な内容を、まとめたものでございます。左側の列に10月の第5回委員会での内容を記載し、真ん中の列ではどのような修正等を行ったのかを記載しています。また、事務局で対応したものか、本委員会での意見をを受けて対応したものかを分けています。右側の列では、最終案での内容を記載しています。資料2についてもあわせてご覧いただければと思います。

全体的な事項として、指針に出てくるグラフや表などの数値は現時点で最新の内容に置き換えさせていただきました。また、例えば「子どもの」と表現している場面があったり、一方では「子どもたちの」と表現しているなど、統一されていなかった文言等について全体的に修正を行いましたが、ここでの説明は省略させていただきます。

資料1-2の主な内容について説明させていただきます。

1つ目の内容としては、資料2の2ページにある第1章の世界の動きのなかにある、SDGsについて、文言を修正させていただきました。

2つ目としては、5ページにある第3章の人権教育・啓発の推進の項目について見だしを一部変更させていただき、文言の修正も行いました。一部文章を削除いたしました。これは見出しの「人権教育・啓発の推進」という内容とズレていること、そして、第5章の行政の役割のところから削除した内容を述べていることからここでは削除したものです。

3つ目と4つ目の意見は、第4章の子どもの人権の内容で文言の修正を行ったものですが、委員の皆様は資料を事前送付した後で委員長等と打ち合わせをした際に、3つ目の主な修正内容について2点ご意見をいただきました。1点目は、協調性という言葉について、協調することを押しつけているようにも捉えられてしまうことから、もう少し柔らかな別の表現の方が良いのではとのご意見でした。2点目は「子どもの参画力の育成」という言葉を落として良いものかとのことで再検討をしてほしいとのご意見でした。そこで、所管部署と確認し、事務局として修正案を考えました。本日、机上配布でお配りしました「2 子どもの人権」と書かれているA4 1枚刷りの資料をご覧ください。協調性という言葉については、お互いを理解しと修正しました。子どもの参画力の育成については、落とすべき言葉でなかったものが何故か落としてしまっていたことが確認できたため戻させていただきました。

5つ目は14ページの高齢者の人権について、認知症の人を早く適切な医療につなげることが大事であることから修正したものです。

6つ目は、17 ページの障がい者の人権で、前回の委員会で村上委員

からご指摘いただいた箇所を修正したものでございます。

7つ目は、20 ページの外国につながりのある人の人権の中で、在留資格が無い人たちのことについて文章を追加したものです。資料 1-2 の最終案の中で、「その人たちに人権侵害」と記載しておりますが、正しくは「その人たちに対する人権侵害」の誤りでございます。失礼いたしました。

8つ目は性的指向や性自認に関する人権問題で修正を一部行いました。

9つ目は自死に関する人権問題について文言の修正を行ったのですが、この点についても委員長等との事前の打ち合わせの中でご意見がございました。相談窓口については大事であるが、差別や偏見を防ぐことが落ちていることに対し、これも加筆してはどうかとのご意見でした。こちらについては加筆することで調整をしています。

10 番目は第 5 章の今後の役割・体制等のうち、施策の推進体制等について事務局で修正を加えました。以前は、推進体制と進行管理に分けていましたが、(1) として庁内推進体制、(2) として人権施策推進委員会と変更しました。(1) では行政内部のこと、(2) では第三者組織である本委員会のこととして整理しました。

11 番目は前回でのご意見を踏まえ、48 ページに日本国憲法の前文を追加させていただきました。しかし、前の文で解釈をしていたところもございまして、日本国憲法全ての全文を記載すべきとの考えもあることと思いますのでその点については委員の皆様のご意見をいただければと思います。

最後の 12 番目は、山岸委員から子どもの権利条約についても資料編に記載したほうが良いとのご意見をいただき、条文の抜粋を 61 ページ以降で記載しています。

また、パブリックコメントの実施後に手を加えた箇所として、資料 2 でご説明いたします。資料 2 の 41 ページ以降の資料編の一部を加えています。

42 ページの指針策定の経過ではパブリックコメントの状況等を記載しました。事前の打ち合わせにおいては、委員長から 10 年近くにわたり指針が使用される中で、誰もが今回のパブリックコメントの内容を見れるように QR コードを載せることがよいのかとのご意見をいただいています。市のパブリックコメントの公表のルールとしては、原文をそのまま載せるか、もしくは要約したものを載せることになっていきます。また、提出意見を公表することで第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは提出意見の全部または一部を除くことができると規定されています。公表にあたっては、相手

	<p>の主訴が伝わるように要約する場合があります。委員の皆様からのご意見等があればお願いいたします。</p> <p>次に 47 ページでございますが、後ほど議題としている答申について表紙の部分を載せています。</p> <p>次に 54 ページの「その他の主な人権関係法律及び条約等」ではパブリックコメントでのご意見を受けて、女性のカテゴリーの中に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」を追加しています。</p> <p>最後に 69 ページの関連情報では、一部QRコードを載せさせていただきました。</p> <p>以上で、議題（１）及び議題（２）の説明を終わらせていただきます。</p>
吉田委員長	<p>ただいま議題の（１）と（２）について説明がありましたが、ご意見をいただく前に確認をしておきたいところがございます。資料 1-2 の番号 11 の日本国憲法についてですが、録音では「ぜんぶん」と言った時に、全ての文であるか、それとも前の文であるのか分からず、日本国憲法は全て載せようという話もあった気がしますし、前の文で良いとしたのか判断がつきません。そこで、どうすべきか確認しようという事になったわけです。全ての文を載せると 4～5 ページ位で、3 ページ程度増えるそうです。いかがでしょうか。</p>
原田委員	<p>そこまでなくても良いのではないのでしょうか。</p>
山本委員	<p>私も前の文というイメージでした。</p>
吉田委員長	<p>今載っていない条文も人権に関わりが無いと言えそうではないのですが、抜粋が良いという方向性でしょうか。</p>
※委員からの反対意見なし	
吉田委員長	<p>それでは、日本国憲法はこのまま（抜粋）でお願いします。</p> <p>もう一つ文言が欠けているところがありまして、資料 1-2 番号 7 では、「対する」という言葉が資料では抜けておりましたが、そこはよろしいでしょうか。</p> <p>さて、その他のところですが、もう 1 点お聞きしたいのは資料 2 の資料編のところ、パブリックコメントの表記を載せているところです。パブリックコメントではそこまで多くの意見が出ることは少ないのですが、そこでQRコードを載せて、それが 10 年程度は次の改定まで期間がありますので、資料が載り続けることとなります。どの位の期間公表されるのか不明なところがあります。今回は 1 人の意見が載り、その影響力が大きいのではないかという話があるため、ホームページに公開しているとか、ホームページのアドレスを貼ることで、通常、文書が公開される期間は公開するという形ではどうかとの意見が出ましたが、いかがでしょうか。</p>

	見やすさや影響力の問題でパブリックコメントをご覧くださいという形は難しいでしょうか。今回の意見はそこまで問題ではないと思いますが、パブリックコメントを実施した中には問題があるため載せられないようなケースもありますので。そういう事も念頭におきまして、今回はQRコードを載せるのか、またはホームページに公開していますと表記するのか、もしくはアドレスを載せるか、どのような考えでしょうか。
山本委員	小田原市人権施策推進指針にこのまま載せることは影響力があると思っています。私も地域経済振興ビジョンというものについてパブリックコメントを実施しましたが、あまり意見は出てきませんでした。その小さな意見が全てという形で載ることは違うように思います。その意見等も踏まえて最終案を作っていくわけですから尊重していることは確かなわけです。それが、どこかで見れるということで、見れる方法は限られていることで私は良いと思います。
吉田委員長	ホームページ上で公開するか、URLを貼っておく形でよろしいですかね。他の委員の皆様もそれでよろしいでしょうか。異論はございますか。
※委員からの反対意見なし。	
吉田委員長	それでは、そのような形で進めたいと思います。 他に委員の皆様からご意見、ご質問等はございますか。
※その他委員からの意見なし	
吉田委員長	そうしましたら、引き続き見ていただいて、最後にお尋ねすることで、議題（3）に進ませていただきます。 1点だけすいません。資料1-2の番号9の自死に関する人権問題のところは修正するという事で確認しておいていただけますでしょうか。元の文言が「自死遺族への差別や偏見を防ぐための」と書いてあるわけですが、その部分が落ちていて、「適切な相談窓口につなぐ」という形で書いてありましたので、併記してくださいということで差別や偏見を防ぐことについては残していただき、さらに適切な相談窓口につなぐということを入れていただきたいと思います要望して、それが修正の方向であるということです。異論がなければ差別や偏見を防ぐことは残しておきたいと思いますがいかがでしょうか。
※委員からの反対意見なし	
吉田委員長	ありがとうございます。

(3) 小田原市人権施策推進指針改定版【概要版】(案)について

吉田委員長	それでは議題（3）小田原市人権施策推進指針概要版について説明をお願いします。
-------	--

事務局【大澤主任】

続きまして、議題（3）「小田原市人権施策推進指針改定版【概要版】（案）について」説明させていただきます。

資料3をご覧ください。

前回の委員会において、委員の皆様から概要版のイメージに係るご意見をいただきました。そのご意見も踏まえ、マルチカラーで、かつ柔らかな印象を意識して資料3のとおり作成いたしました。デザイン等についてはこの案で進めさせていただきたいと考えています。

フォントは小さくならないように12ポイント以上で、行間をなるべく確保するようにしました。また、指針の内容だけにならないよう、余白部分にワンポイントの記事やコラムを載せています。

資料2の本編とリンクしますが、第1章から第3章及び第5章については、1章をそれぞれ1ページにまとめて記載しています。第4章の分野別施策の推進では、各分野の内容について計5ページにわたって記載しています。「人権問題への思い」として書いてあるコラムについては、瀬戸委員からご提供いただいた内容をベースにして事務局で作成したものです。第4章の最後のページにおいてコラムのスペースをとっておりますが作成できておりません。委員の皆様の中で身近でこのような人権問題が起こっているとか、伝えたいことなど、コラムの原案作成にご協力をいただける方がおられましたらお願いいたします。

話を戻しますが、第5章の次のページでは、人権問題に係る行政の相談窓口を載せています。

委員長、副委員長との事前の打ち合わせにおいていただいたご意見としましては、ワンポイントの情報として第4章のところになりますが、「ヘイトスピーチ」の説明として、「国では、特定の民族や国籍の人々を追い出そうとする」と書いておりますが、「人々を社会から追い出そうとする」としたほうが良いとのご意見をいただきました。また、犯罪や非行をした人たちを支えるボランティアの人たちのところで、BBS会と書いたことについて、説明があったほうが良いとのご意見もございました。さらに、貧困に関する人権問題のところ、「日本の約6人に1人が生活困窮」との文章について、調査の起点を書くべきとのご指摘をいただきました。こちらについては、2018年に国が実施した国民生活基礎調査によるものであるため、加えさせていただきます。その他、人権に関する主な相談窓口のページでは右上の余白部分などにQRコードを載せて、そこから電話などがすぐかけられるような形にしてはどうかとのご意見をいただきました。

以上の修正なども踏まえた形で、今後、中身を調整し、カラー刷りにしたものを配布できるようにしていきたいと考えております。概要

	<p>版については、多くの市民に見ていただくことを目的としておりますので、言い回しなどにも誤りがないかできる限り確認をしたいと考えています。本日の委員会では気づかなかった修正点などがありましたら、事務局へご連絡をいただければと思います。その点については別途お知らせさせていただきますが、概ね1ヶ月後を期限としてご確認をお願いできましたら幸いです。よろしく願いいたします。</p> <p>議題（3）についての説明は以上となります。</p>
吉田委員長	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、誤字脱字等を含めまして気が付かれたことはございますか。最終版ですので、見ていただき引かかるなどがありましたらお願いいたします。</p>
※委員からの意見なし	
吉田委員長	<p>今のところは無いでしょうか。そうしましたら少し時間を取らせていただき、3月10日くらいまでの間で、もう一度見ていただいて気が付かれたことがあれば、本編についても同じですが事務的なことであれば対応いたします。よく見ていただいて何か気が付かれたら事務局へご連絡をお願いします。</p> <p>よろしいですか。他にご意見、ご質問はございますか。</p>
大石副委員長	<p>この間打合せをした時に指摘させていただきましたが、同和問題のところにある、「生まれた場所やその地域の出身である」という、この文言だけでは分からないので、被差別部落であるとか、そういう言葉を書かないと通じないのではないかと思います。</p> <p>それから、この概要版のほうが多く刷るということを聞いて、多くの市民の方は概要版を中心に読むと思います。ですから、この概要版はしっかりと読み込んで注意しておかないと、多くの人に伝わりにくい問題が出てきますので、気をつけなければならないと思いました。</p> <p>そして、この概要版を読むと指針の本編がどのように書いてあるのかということが分かってくるわけでした。そのような中で読んでいて気になったところがありましたのでこの場で指摘させていただきたいと思います。</p> <p>1つは、第3章の1人権教育・啓発の推進の4のところ、「人権に関わりの深い職員等に対して」という部分です。「人権に関わりの深い職業に従事する者は、人権尊重の意識が日常の行動・態度に表れることが求められます」とありますが、人権に関わりが深くない職業の人は気をつけなくても良いという風に思われてしまうことは良くないと思います。ここで言っているのは、人との関わりが多い人は特に人権に対して気をつけなければいけないと言っていると思います。</p> <p>それから疾病等に関する人権問題で、「普及啓発の推進に努めるとともに、人権が尊重された患者中心の医療を推進します」とありますが、</p>

	<p>「人権が尊重される患者中心の医療を推進します」の方が良いのではないかと思います。</p> <p>もう一つ、後で皆さんの意見を聞きたいと思いますが、コラムの始めのところで「どの時代にも人権問題は付きまっています」とありますが、付きまっているという表現より、もう少し違った表現が良いのではないかと感じました。あまり良い印象がしないので違う表現があれば直した方が良くと思います。</p>
吉田委員長	<p>いろいろと出していただいた内容について対処してまいりたいと思います。</p> <p>疾病等に関する人権問題のところですが、元の指針では23ページの最後のところでは「小田原市立病院では、患者の権利を尊重した」とありますからこちらは良いですね。それで、概要版にした時の表現ですが、「人権尊重された」ではなく、「人権が尊重される」ですかね。これは大きな修正ではないと思います。</p> <p>コラムについては微妙な表現の問題ですが、例えば「人権問題が起こっています」というようなプレーンな表現にすると良くない印象は避けられますでしょうか。どうでしょうか。</p>
村上委員	避けられないとか、そのような感じでしょうか。
吉田委員長	どんなに良くなっても避けられないでしょうか。
村上委員	ちょっと思うのは、人権問題は絶えず強い人、弱い人ということだと、弱い人が虐げられてと言う構造はどうしても起こり得ます。問題が解消されてもまた新しいところで出てきたりすることはありますので、常に起こり得るのかなと思います。ですが、その中で対処して一つひとつ解消していくイメージなのかなと思います。
吉田委員長	そうすると、起こり得ますという表現でしょうか。避けられないという言葉は悲しい感じがします。権力構造の問題で、力の強いグループが弱いグループに対して何かが起こることはよくありますので。ニュアンスの話ですから「起こり得ます」ということでよろしいでしょうか。
五十嵐委員	避けにくい課題です、でしょうか。
瀬戸委員	起こり得るの方が言葉が温かい気がします。
志澤委員	起こり得ますの方が私は良いと思います。
吉田委員長	起こり得ますか、避けにくいかな。
村上委員	起こり得ますの方が表現としてネガティブではないように思います。
吉田委員長	<p>ありがとうございます。それでは少し前向きという形で「起こり得ます」と書いていただくことにします。</p> <p>もう一つは第3章のところで、行政職で人と関わるとか関わらない</p>

	<p>ということに差があるのかと思いました。そうすると、本編の5ページのところで4の表題と文章の書き方を修正しなければなりません。本編からまいります、例えば第2段落を始めにもってくるとして、「とりわけ」を取って、「行政職員には敏感な人権感覚が必要です」と。その後ろに前段の「行政、教育、医療・福祉関係職員など、人権に関わりの深い職業に従事する者には、人権を尊重する意識を持ち、その考えが日常の行動・態度に表れることが求められます」と入れてしまい、その後で「過去の不祥事も踏まえ」と入れてはどうでしょうか。そして、表題を「行政職員に対して」としてはいかがでしょうか。行政職だけか、技術職の方もいるでしょうし。</p>
大石副委員長	<p>人権に関わりの深い職員とするのではなく、人との関わりの深い職員に対してとするのは。</p>
吉田委員長	<p>それはみんなでしょう。私が思ったのは、土木関係とか医療関係とかの職員もおられますよね。それは技術職だと思うのですが、人権と関係がありますよね。 人権と関係無い人がいるのでしょうか。</p>
大石副委員長	<p>どなたも関係あると思うんですよ。</p>
吉田委員長	<p>ですから、人権に関わりが深いと書かないで、市職員と書いてしまっても良いかもしれないです。行政職員と書くか、市職員と書くかですよね。</p>
山本委員	<p>これは、小田原市が出す指針の中で、特に自分たちのところを強調したくて書いているわけでしょうから、それがよく分かるような形で。あくまで市の職員が自ら律するイメージを載せたいのであれば、委員長のおっしゃったような言い方が良いのではないのでしょうか。</p>
吉田委員長	<p>詳しく言えば分類がいろいろとあるのですが、市職員としていただいて、始めに、「市職員には敏感な人権感覚が必要です。行政、教育、医療・福祉関係職員など、人権に関わりの深い職業に従事する者には、人権を尊重する意識を持ち、その考えが日常の行動・態度に表れることが求められます」として、その前に「とりわけ」を入れても良いかもしれませんね。そして、「過去の不祥事も踏まえ、研修等を通じて人権教育の取組を充実させるとともに、人権擁護の徹底を働きかけます」としてはどうでしょうか。 事務局はいかがでしょうか。</p>
大石副委員長	<p>人権はどなたも同じように必要なことですけど。</p>
吉田委員長	<p>どの職員の方もということですよ。</p>
大石副委員長	<p>とりわけ、行政に携わる人に対しては人権感覚をしっかりと持たなければいけないという、自戒の念を込めて書くということが良いと思います。</p>

山本委員	だから「過去の不祥事も踏まえ」と書いてあるわけですよね。
吉田委員長	それでは、表題は「市職員に対して」でよろしいですか。みんなを表すにはその言葉で大丈夫ですか。
事務局【早川部長】	職員の中で一部の職員を対象とするような書き方はよろしくないと思いますので、「とかく行政には教育・医療・福祉など人権に関わる業務・職種が多々ございます。従って、すべての職員は」と言っても良いのではないのでしょうか。
吉田委員長	<p>そうすると、即座に文章が出てきますか。</p> <p>私は1段落目は柔らかく好きな書き方ですけど。「こういう業務がございます」という固い書き方ではなく、そうする必要もないと思いますので。</p> <p>修正前は行政職員等となっていましたね。そのままの表題で行政職員等としますか。通常、小田原市で自分たちを表そうとした時の言葉で良いと思いますが、私が思ったのはたとえ行政職でなくとも採用であるとか、そういうところでは人権は関係ありますよね。面接などをされる時にも。ほぼ人権と関係ない部署というのは無いと思うのですが。そういうことを考えて表題を付けて。それで誰には、ということで、2段落目から始めたほうがよさそうだと思います。1段落目は非常に良いと思いますが・・・どうでしょうか。</p>
事務局【菊地副部長】	<p>よろしいですか。過去の経緯を踏まえたうえでお話しさせていただきますが、元々現行指針の中では、人権教育啓発の推進という項目で4項目ございます。学校教育において、社会教育において、そして市民啓発において、そして特定職業従事者に対してというくくりになっています。そして、何故当時にこのような書き方をしたのかということですが、人権教育のための国連10年というものが定められた中で、特定職業に従事する者には高い人権への意識が必要であるということで検察職員、入国管理局職員、矯正施設職員のほか、医療従事者、消防、警察、自衛官、公務員といった職業がありまして、そこに対する啓発が必要だという前置きをしたうえで、小田原市職員という書き方をしておりました。改定するに当たり、これを踏まえた形で書いたもので、書き方が2段書きとなっておりますが、考え方として、これはあくまでも市の指針でありますので、我々行政職員を含めて広く自戒の念を持ってやっていくというような表現に落とし込むのが最善かと思えます。先ほど言われましたように行政職員にとって、この行政職員というのは小田原市ということで、この指針を進めていく職員にとっては敏感な人権感覚が必要であるということで整理をするのが良いのではないかと思います。経緯となぜこのような表現になっていたかということで参考にしていただければと思います。</p>

吉田委員長	経緯は分かりました。そうすると、特定の職員を取り出して、特にという表現でこのような形になったということですが、そういう感じにしましょうか。それとも、先ほどのように、「行政職員等」というようにして、或いは「人権に関わりの深い職員等に対して」としておくにしても・・・どうでしょうか。引っかけますか。
大石副委員長	発言のとおりで良いと思いますが。
吉田委員長	そうすると、このまま据え置きますか。
大石副委員長	いえ、今のままですと人権に関わりのない職員は良いのかとなってしまうので、行政職員など、特に人権と関わりの深い職員に対しては、特に人権感覚が求められていると。
吉田委員長	具体的に整理をしてここに書かなければならないので、今の言葉ですと表題は変更するべきと思われるということですよ。そうすると、前回のように「行政職員等に対して」とするか、「市職員」とするか、どのようにかしないといけません。事務局ではどのような案が良いと思いますか。小田原市職員の方々の考えでありますので、どのような表現がよろしいでしょうか。
事務局【菊地副部長】	広く小田原市だけではなくて国家公務員も含めてということ。
吉田委員長	だから国家公務員も含めた行政職員等ということだったんですね。
大石副委員長	入国管理局なども大事ですしね。
吉田委員長	それはそれとして、小田原市の宣言であるとする、「市職員」とするのが良いか「行政職員」とするのが良いか、いろいろと考え方はあると思いますのでどのようにしましょうか。 文章については、副委員長はどのようにするのが良いと思われませんか。私の案ですが先ほどのように1段落目に2段落目の文章を入れ込むとか。「行政職員には敏感な人権感覚が必要です」と書いて、その後に1段落目の文章を続けるか。 こちらが決まらないと答申案に進みづらいので、5分程度休会しましょうか。
大石副委員長	案を出してもらったほうが良いと思います。
吉田委員長	それでは事務局で表題の案をお願いします。
事務局【早川部長】	表題につきましては、「行政職員に対して」。
吉田委員長	「等」でよろしいですか。前は「等」が入っていますが。
事務局【早川部長】	「等」はもはや不要です。我々職員に関することありますから、「行政職員に対して」とします。 中身については今までの議論を踏まえまして。「とりわけ」を除いた3行目の「行政職員には敏感な人権感覚が必要です」から始まり、1行目に戻るわけですが、ここでは「行政」は要らなくなりますので「行政」の言葉を取ります。「教育・医療・福祉関係職員など」として、そ

	<p>の後で「特に」と入れてはどうでしょうか。「特に人権に関わりの深い職業に従事する者には、人権を尊重する意識を持ち、その考えが日常の行動・態度に表れることが求められます」と。そして、その次ですが、「過去の不祥事も踏まえ」の先は、広げて「すべての職員に対し」ということで、全職員に対してとします。以下、「研修等を通じて」という文章とする表現にしてはどうかと思います。</p>
吉田委員長	<p>それでは読ませていただきます。</p> <p>「(4) 行政職員に対して」</p> <p>「行政職員には敏感な人権感覚が必要です。教育・医療・福祉関係職員など、特に人権に関わりの深い職業に従事する者には、人権を尊重する意識を持ち、その考えが日常の行動・態度に表れることが求められます。過去の不祥事も踏まえ、すべての職員に対し研修等を通じて人権教育の取組を充実させるとともに、人権擁護の徹底を働きかけます」。よろしいでしょうか。</p>
事務局【早川部長】	<p>1行目の「深い職業」の「職業」という文字は「業務」にした方が良いかと思います。</p> <p>それと、前段と後段をつなぐところには、「また」と入れたほうが良いかと思います。</p>
吉田委員長	<p>再読いたします。</p> <p>「(4) 行政職員に対して」</p> <p>「行政職員には敏感な人権感覚が必要です。教育・医療・福祉関係職員など、特に人権に関わりの深い業務に従事する者には、人権を尊重する意識を持ち、その考えが日常の行動・態度に表れることが求められます。また、過去の不祥事も踏まえ、すべての職員に対し、研修等を通じて人権教育の取組を充実させるとともに、人権擁護の徹底を働きかけます」。よろしいでしょうか。</p>
※委員からの反対意見なし	
吉田委員長	<p>さて、そうしましたら概要版についても反映する必要がありますが、3ページ目、第3章の1 人権教育・啓発の推進の4の表題は「行政職員に対して」と変更する。文章は「人権に関わりの深い業務に従事するものは、人権尊重の意識が日常の行動・態度に表れることが求められます。」とします。そして、「人権教育の取組を充実させるとともに、人権擁護の徹底を働きかけます」とありますが、「すべての職員に対し」と入れますか。</p>
事務局【早川部長】	<p>入れたほうが良いと思います。</p>
吉田委員長	<p>それでは、「すべての職員に対し」と入れてください。「また」も入れますか。</p> <p>読ませていただきます。</p>

	<p>「4 行政職員に対して」</p> <p>「人権に関わりの深い業務に従事する者は、人権尊重の意識が日常の行動・態度に表れることが求められます。また、すべての職員に対し人権教育の取組を充実させるとともに、人権擁護の徹底を働きかけます」。よろしいでしょうか。</p> <p>「また」は要るでしょうか。この文章全体に「また」などの言葉が省いてありますので。「また」は取らせていただきます。</p> <p>それでは成案を得ましたが、他にこの時点で何かございますか。</p>
※委員からの意見なし	
吉田委員長	<p>ありがとうございます。それでは議題（3）については一応これで締めたいと思います。もし何かお気づきになったことがございましたら・・・。</p> <p>これは変更した案をメール等で送っていただくことは出来ますか。</p>
事務局【大澤主任】	大丈夫です。
吉田委員長	それでまた見ていただいて、異論がないか皆さんでご確認をお願いしまして、来月 10 日までに何かございましたらおっしゃってください。
大石副委員長	<p>すいません。あと 1 点だけ。</p> <p>後で時間がかかってしまってもいけないので、気が付いたところで皆さんの意見を聞きたいのですが、障がい者の人権のところですが、この概要版では「障がいのない人が社会や文化などの中に障がいを作り出す原因がある事を認識し」となっています。ですから、障がい者の問題は障がいの無い人が障がいを作っているという風に書いてあります。何か障がいのある人と障がいのない人が対立していて、障がいの原因は障がいのない人が作っているのだと。そういう議論もあるのですが、身体的に障がいがある、ないということよりも、障がい者に対する意識が障がいを生み出していると考えても良いのではないかと思います。皆さんはどうでしょうか。</p>
吉田委員長	<p>そもそも障がいがあるという定義自体がはっきりとしておらず、法律上はそれが狭くても支援の手があるわけですが、何が障がいというコンディションによりますので。</p> <p>そうすると、2 段落目の 2 行目の後半のところですが、「障がいのない人が」という文言を取りましょう。いかがでしょうか。前のところは、「障がいのない人に合わせた社会で」ということで良いのかもしれませんが、2 段落目の「障がいのある人が生き生きと暮らすための支援を拡充する一方で、社会や文化などの中に障がいを作り出す原因があることを認識し、差別や不平等を生み出す社会的バリアを取り除くことが必要です」と直しましょう。障がいがない人が作るというよりも、みんなの中でとしたほうが良いかと。ある人ない人を分けること</p>

	は難しく、コンディションによって障がいと認識されたり、されなかったりしますので。いかがでしょうか。
大石副委員長	良いと思います。
吉田委員長	よろしいでしょうか。それでは、そのようにさせていただきます。
事務局【大澤主任】	今の話ですと、本編の15ページになりますが、現状と課題の最後の段落の真ん中で「障がいのある人が生き生きと暮らしていくための支援を拡充する必要がある一方で、障がいのない人たちが、今の社会や組織の仕組み、文化などの中に障がいを作り出す原因があることを認識する必要があります」とこの部分にも掛かってくると思います。
吉田委員長	そうしましたら、その「障がいのない人たちが」も消しますか。それでよろしいですか。 15ページの下から4行目のところにある「障がいのない人たちが」を消させていただくということです。そして、概要版と表現を揃えるということになります。
村上委員	「障がいのない人が」という部分の後で、社会や文化などの中に障がいを作り出す原因があるとのことですが、ここは障がいではなくて本当は障壁ではないでしょうか。障がい自体はその人の持っていることではないのかなど。そうではないのでしょうか。
吉田委員長	それが難しいところで、そこは認識の問題なんです。日本だと車椅子に乗った人も少ないのですが、例えば軍隊があるような国では足が不自由な方や怪我をされた方などをよく見かけます。そうすると、バスの後ろにリフトが付いていたりしてますが、日本ではそういう光景をあまり見かけたりしないですが、それはやはり社会的なものでして。間違いではないのですが、バリアでもこの文言はいいですよ。障がいと書かずにバリアとしましょうというご意見ですが。
山本委員	障がいを作り出すというよりは良いですね。
吉田委員長	ただ、何を障がいと認識するかということですが。だから、この表現も間違いではないわけで、バリアの方が狭い表現でしょうか。
大石副委員長	そのところは、「さまざまなバリアを作り出す」としたらどうかと思いました。
吉田委員長	バリアが良いでしょうか。ただ、「差別や不平等を生み出す社会的なバリアを取り除くことは社会の責務であり」とあるから障がいのままでも良いかとも思います。何が障がいのない状態であるかは認識の問題ですから、この文章はこのままでも良いかなと思います。後ろに社会的なバリアとありますので。ある種哲学的なところでもありますけれど。
村上委員	そのままが良いと思います。
吉田委員長	よろしいですか。ありがとうございます。それでは、「障がいのない

	人たちが」だけを取っていただくという事をお願いします。そこまで深く読み込んでいただけて大変嬉しく思います。
村上委員	よろしいですか。犯罪被害者等の人権のページの梅丸のイラストが入ったところで、「犯罪や非行した人たちの」とありますが、「犯罪や非行をした人たちの」と「を」が抜けています。
大石副委員長	もう一つあります。犯罪被害者等の人権で、「生命や身体的などの」とありますが、「身体的な傷害などの直接的被害にとどまらず」とした方が良いと思います。「身体的な」だけでは言い足りないと思います。
吉田委員長	傷害とは限らないですが、被害でよろしいでしょうか。「生命や身体的被害などの直接的被害」ということで被害が二重になりますが。何か言葉が入っていないと言い足りないかと。
村上委員	「的」を取ってしまうという方法もあります。「身体などの」と。
吉田委員長	「身体などの直接的被害にとどまらず」と。それは良いかもしれませんが。そちらでいきましょうか。 「犯罪被害者やその家族の多くは、生命や身体などの直接的被害にとどまらず」と。
大石副委員長	すっきりして良いですね。
吉田委員長	対応する本編が 25 ページにあるのですが、こちらは大丈夫かと思いますがいかかでしょうか。
※その他委員からの意見なし	
吉田委員長	それでは次に進ませていただきます。

議題（４）人権擁護に係る新たな行政規範の必要性について及び議題（５）答申（案）について

吉田委員長	次に、議題（４）に入る前に議題（５）の答申（案）の内容として、指針の策定に係る内容が記載されていることから、先に議題（５）の説明をしていただいて議題（４）に戻るといことにしたいと思います。こちらの説明を事務局からお願いします。
事務局【大澤主任】	それでは、議題（４）に入る前に議題（５）答申（案）のうち、人権施策推進指針の策定に関する部分について説明させていただきます。 資料５をご覧ください。 こちらは市長の諮問を受けて本委員会として市長に提出する答申（案）でございます。答申（案）は、「１ はじめに」、「２ 審議結果」、３、４が諮問に対する具体的な答申となっています。本委員会への諮問事項としては、大きく２つあり、指針の改定に関する事項と、人権擁護に係る新たな行政規範の必要性についてとなっています。３では、指針の改定に係る内容を記載しています。４は規範の必要性ですが、この点はまだ本委員会で議論がつくされておきませんので白紙として

	<p>おり、次の議題（４）で議論していただく内容です。そして、最後に「５ おわりに」という形の構成で作成させていただきました。</p> <p>委員の皆様のお考えをこの答申の中に反映するにあたり、第１回からの協議の中でありました委員の皆様からの発言をいくつか抜粋して載せています。その内容も踏まえた文章となるように考えたところです。</p> <p>３の（１）では、分かりやすく伝わる指針とすることや人権施策について具体的な取組で実効性を高めていくことなどを入れています。</p> <p>（２）の分野別施策の推進では、複合的な問題に対応していくことや、人権教育や啓発とともに被害者救済の取組を進めていくことなどを入れています。（３）の施策の推進体制では、施策を点検、検証し改善を図っていくことや、第三者機関による施策の評価などを反映していく仕組みに言及いたしました</p> <p>議題（５）の指針の改定に係る答申（案）についての説明は以上となります。</p>
<p>吉田委員長</p>	<p>どうでしょうか。この時点でご質問を確認するか、それとも人権擁護に係る新たな行政規範の必要性についても説明していただき進めるやり方もあると思います。</p> <p>続けて議題（４）についても説明していただけますか。</p>
<p>事務局【大澤主任】</p>	<p>それでは、続けて議題（４）「人権擁護に係る新たな行政規範の必要性について」説明させていただきます。</p> <p>資料４と参考資料をご覧ください。</p> <p>資料４では、人権尊重の理念の普及や人権侵害の抑止に関する条例として、関東地方１都６県の市区町村における制定状況を資料として用意しました。ここに記載されていない自治体においては条例を制定しておらず、指針等に基づき運用している所や人権宣言を出している所も見られます。神奈川県内の状況としては、令和元年に川崎市で条例が制定されました。川崎市では特にヘイトスピーチの問題が深刻となっていた背景もあり、全国初となる外国籍市民の方への不当な差別的言動の禁止に関する事項や、違反に対する罰則が内容として規定されていますが、それ以外の自治体では罰則規定などを規定しているところは現時点ではございません。資料にはありませんが、相模原市においても川崎市と同様の条例制定の動きが進んでいるところです。</p> <p>本日は、参考資料として、資料４にも記載してございます東京都中野区の条例を用意させていただきました。こちらは、最近制定された条例として、また、制定した多くの自治体ではどのような内容を条例に規定しているのかを確認していただくためご用意したものです。内容としましては、人権尊重の理念を住民に普及させるため</p>

	<p>に制定されており、行政や住民、事業者の役割や責務について規定されています。</p> <p>このような現状を踏まえ、先ほど空白としておりました答申（案）の項目4について、どのような内容とするべきか、委員の皆様でご協議をお願いいたします。協議にあたりまして、本日、机上配布資料として、この答申に係る事務局（案）を用意させていただきましたので、協議のたたき台として活用していただければと思います。</p> <p>説明は以上となります。</p>
<p>吉田委員長</p>	<p>ただいま資料4の説明がありましたが、たたき台を読んでいただけますか。</p>
<p>事務局【大澤主任】</p>	<p>それでは、机上配布しております参考資料2をご覧ください。</p> <p>「人権擁護に係る新たな行政規範の必要性について」として事務局（案）と書かせていただいているものでございます。</p> <p>昨今、さまざまな自治体において人権擁護に係る行政規範として、人権の尊重と差別の解消に関する条例の制定が進んでいます。条例の内容としては、人権全般に関わる事項として、人権尊重のまちづくりに向けた人権意識の高揚や人権啓発の推進などとともに、虐待や不当な差別等の防止について規定されており、人権擁護に向けた行政や地域の基本的な考え方、姿勢などの理念を提示したものが多く見受けられます。</p> <p>県内においては、令和元年（2019年）に川崎市において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止や違反に対する刑事罰も規定された「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」が制定されています。また、相模原市においても同種の条例制定に向けた審議が進んでいます。</p> <p>小田原市においてはこの度、昨今の社会情勢の変化を踏まえて人権施策推進指針を改定しました。しかし、指針の改定はゴールではなくここからがスタートであり、今なお不当な差別や誹謗中傷などに苦しみ、人間らしく生きる権利を奪われている人々がいることを今後も忘れてはなりません。誰一人取り残さず、誰もが人として尊重されるまちづくりを目指すため、まずは、この改定した指針の理念や目標等を新たな規範として市民に広く周知・浸透させて、人権に対する理解を深めることに最大限の努力を払ってください。そして、市民が自発的に人権尊重に基づく行動をとることが出来るように、指針に基づく人権施策を行政で一丸となって一生懸命推進してください。</p> <p>その中で、一步踏み込んだ人権擁護に係る規範について地域社会の実情を踏まえ、さまざまな立場の人の参画の下に引き続き絶え間</p>

	<p>なく十分な検証と議論を重ねられることを望みます。 以上です。</p>
吉田委員長	<p>ありがとうございます。はっきりと書いていないため分かりにくいかと思いますが、他市のように条例を作るかというところが主眼であります。参考資料の前段を見ていただくと、他市では条例を作っているとの雰囲気がありますが、最後のところでどのような規範を作るかについて今のところは議論をと書いてありまして、この原案では明確には作りましようとは書いていません。他の方法としては、宣言であるとか、市長が強いメッセージを出すであるとか、いろいろな方法があるということを事前の打ち合わせの中で話しておりました。</p> <p>どのように書きたいかは、意見の皆様の考え方によるものであります。「条例にしましよう」との強い意見であれば、「条例を作った方がよい」という書き方となるでしょうし、「もう少し議論しましよう」という話であれば、宣言とかメッセージであるとか、そのような事であれば記載されているような書き方になるかと思えます。そのような事を議論していただきたいとのことでたたき台が作成されたのご理解ください。</p> <p>前半部分のこれまでの指針策定に係る経緯につきましては、読んでいただいて違和感や間違っていることがありましたらお伝えいただきたいと思えます。私たちが行ってきた審議経過であるとか、新たな指針の策定について基本理念や基本目標、基本的施策の方向性等については、概ね指針をまとめたものとなっているかと思えますが違和感等がないか見ていただければと思えます。そして、分野別施策の推進について、施策の推進体制等についても書きぶりを確認していただき、先ほどの4のところでは今後はどうしましようかというようにしたいと思えます。ご意見、ご質問等はございますか。答申案として、ここを直した方がよいとのことがあればおっしゃって下さい。それと、4のところでは条例を作るかどうかの書きぶりをどのように書くかということでご意見をいただければと思えます。</p>
山本委員	<p>経済界の立場として、先般、小田原市地域経済好循環推進条例が議会の理念条例として制定されました。議論を重ねまして、経済界から言うと我田引水となりますので、どうしたものかということで議員の方にまとめていただきました。行政で作ると罰則まではいかないですが身動きが取れないようなこともありますので、理念条例として地域でお金を回す仕組みとしましようということで、議会提案で出させていただきました。いずれにしても相当議論を重ねたということで、今回も指針を作るということからそこまでの話をしておりませんから、問題提起という形から議論を進めていくことで次へつなげていくような</p>

	ことが良いのではないかと思います。
吉田委員長	そうすると、この案のような形でいきたいと思いますか。
山本委員	作りたいかどうかは、もう少し考えないことには言えないと思います。
吉田委員長	その手の条例に罰則が付いていることは、ヘイトスピーチのことで川崎市や大阪市には付いていましたが、中々、ヘイトスピーチを行った者の氏名や団体名の公表であるとかそのような規制ですが、運営は難しくいろいろな検討が必要かと思えます。いずれにせよ直ぐには出来ないものですから、恐らく当面は理念条例に留まるような形になると思えます。もう少し議論が必要ではないかというご意見です。 いかがでしょうか。
瀬戸委員	直ぐに作るというより、もう少し話しあって、良いところであるとか不便なところなどを出して、作る必要があるならば作るということが良いと思います。これで終わるのではなく、これだけのメンバーで今までの事も踏まえながら前へ進めば良いと思います。
吉田委員長	原案のとおり検討していくということではどうでしょうか。
大石副委員長	川崎市や相模原市で問題となっているのはヘイトスピーチですよね。そういうことが地域社会の中で実際に行われるようになったことはすごく大きな問題で、理念法ではヘイトスピーチを止めることはできないというのが現状です。例えばサッカーで言うと、レッドカードのような仕組みを作っていて、それを出すことで具体的に止めるようなやり方が考えられると思います。確かにそういう問題は今後無いとは限らないですし、起こった時にどうしていくのかが必ず問われると思います。 市民にしてみれば、いきなりヘイトスピーチをされれば非常に怖いですし、不愉快な思いをします。差別事件、差別事象が起こった時に、独りで悩んでいるのではなく行政が市民をしっかりと守ってくれることが非常に大事です。ですから、市長が人権をきちんと尊重するというメッセージであるとか、或いは宣言であるとかがどこかにあると良いと思います。約束事というか、こういう問題が起きた時には、市民の人権を守りますよという明確な、この指針そのものがそうであると思いますが、そのようなメッセージがあると少し安心出来るのかなと思います。
吉田委員長	今のご意見をどのように反映するかということですが何か考えはありますか。条例でないとしても明確なメッセージを出してということですが。 それを入れるとしたら最後のところに一文を付け加える形でしょうか。「人権擁護についての強いメッセージを発することを望みます」み

	<p>たいな。</p> <p>条例になると議会になりますかね。どの主体がということですが。</p>
大石副委員長	<p>市長でしょうね。条例ですと制定に時間がかかりますし、その時代が無くなかったからといって簡単になくそうというものではないですし、それなりの効果は持つと思います。</p> <p>行政のメッセージとして出すとするならば市長が良いと思います。</p>
五十嵐委員	<p>指針を改定したタイミングの時に、市長として古いから回答したということではなく、人権を強調するということで発信することが良いと話を聞いて感じました。</p>
吉田委員長	<p>主体は市長でしょうか。</p>
五十嵐委員	<p>行政という条例まで作って何とかしなくてはという感じがしますが、どのような役割分担になっているかは分かりませんが、一般市民からすると市長のほうが良いと思います。</p>
吉田委員長	<p>最後のところで「その中で、一步踏み込んだ人権擁護に係る規範について地域社会の実情を踏まえ、さまざまな立場の人の参画の下に引き続き絶え間なく十分な検証と議論を重ねられることを望みます。また、本指針の改定に当たって・・・」市長が、行政が、どちらが良いかは事務局との相談であると思いますが、「市長が、または行政が、人権擁護に向けて強いメッセージを発することを望みます」。</p> <p>主体はどうでしょうか。市長ですかね。</p> <p>もう一度読ませていただきます。</p> <p>「その中で、一步踏み込んだ人権擁護に係る規範について地域社会の実情を踏まえ、さまざまな立場の人の参画の下に引き続き絶え間なく十分な検証と議論を重ねられることを望みます。また、本指針の改定に当たって市長が人権擁護に向けて強いメッセージを発することを望みます。」ということで一文を入れてください。</p> <p>それで「おわりに」へ移るわけですが、読んでいただいでどうでしょうか。原田委員、通読したほうがよろしいでしょうか。</p>
原田委員	<p>市長から小田原の市民にというか、いきなり市長だけ出てくると・・・。「市長が小田原の市民を守る」のようなことが入っても良いと思います。</p>
吉田委員長	<p>市民に対して書いてしまうと対象が限定されてしまいます。市民だけとは限らないわけですから。そこは書かないほうが良いと思います。日本語は主体が省略されてしまったりすることがありますから。</p>
山本委員	<p>確かにいきなり「市長が」と出てきますね。</p>
吉田委員長	<p>ただ、答申は市長に対するものですから。</p>
五十嵐委員	<p>市長に答申をするわけだから良いと思います。</p>
吉田委員長	<p>ただ古くなったから改定するわけではなくて、この機会にはっきり</p>

	<p>と言っていただけますか、という感じでしょうかね。よろしいでしょうか。</p> <p>他に気がつかれたことはございますか。大体読んだところでは、これまでの経緯であるとか単語が入っていると思いますが。</p>
※委員からの意見なし	
吉田委員長	<p>それでは、答申は副委員長と一緒にお渡しすることになるわけですが、この点については議論していくということで、今のところ即座に条例ということではございませんが、単に指針を改定したということではなくて人権擁護に係る姿勢を明らかにしていただきたいというご意見であったとお伝えすることでもよろしいでしょうか。</p>
※委員からの意見なし	
吉田委員長	ありがとうございます。

議題（6）今後のスケジュールについて

吉田委員長	<p>それでは、議題（6）として、今後のスケジュールについて事務局から説明をお願いします。</p>
事務局【大澤主任】	<p>それでは、議題（6）「今後のスケジュールについて」説明させていただきます。</p> <p>本日、お示しした指針の最終案については、皆様からの意見を基に再調整し、市長への答申を経て、内容を確定いたします。</p> <p>その後、印刷製本し、3月末を目処に委員の皆様や市議会ほか、関係者へ配布する予定です、あわせて、市ホームページへの掲載のほか、市広報等でも周知してまいります。</p> <p>概要版については、本日いただいた意見の反映や一部コラムの作成などを行った後、指針本編と合わせて内容を確定いたします。その後、印刷製本したうえで、公共施設等への配架や、人権教育や人権啓発時に配布していきたいと考えております。</p> <p>なお、答申書の提出についてですが、日程としては2月下旬から3月中旬のどこかで予定したいと考えております。市長への答申書の提出につきましては、委員の皆様のご了解をいただけましたら吉田委員長、大石副委員長及び事務局にて対応させていただきたいと考えております。</p> <p>今後のスケジュールについては以上となりますが、本日お集まりいただきました委員の皆様で開催する委員会は本日が最後となります。委員の皆様におかれましては、お忙しい中、また、コロナ禍という制約もある中、指針の改定等にあたり多大なご協力をいただきましたことに感謝申し上げます。本当にありがとうございました。</p> <p>本市として、これから新たな指針を軸として施策を進めてまいります。</p>

	<p>すが、委員の皆様におかれましては、本市の人権施策がより良い形となりますよう今後も支援していただければ幸いです。</p> <p>議題（6）についての説明は以上となります。</p>
吉田委員長	<p>それでは、ご質問やご意見等はございますか。</p>
※委員からの意見なし	
吉田委員長	<p>よろしいでしょうか。</p>

議題（7）その他

吉田委員長	<p>次に議題（7）その他に入りますが、先ほど事務局から話がありましたが、本日が最後の委員会となりますので、最後に委員の皆様から一言ずつ感想などをいただければと思います。</p> <p>そしたら五十嵐委員から順番に一言ずつお願いします。</p>
五十嵐委員	<p>私は小田原に住んで8年になるわけですが、会社は東京にありまして、何か小田原のために関わることができればと思って参加しました。コロナもあっていろいろな方と直接お話をすることが出来なかったことは残念ではありましたが、こうした活動に小田原市民として活動出来たことは非常に光栄であり、また何かしら関わっていこうという気持ちになりました。引き続き小田原の仕事に関われればと思っています。本当にありがとうございました。</p>
神谷委員	<p>県西教育事務所ということで、子どもの人権について、私自身も教員でありますので、いろいろな場面で気づかないところで子どもたちが傷ついてしまう場面がきっとあるのだろうなと感じていました。このように施策を考えていく場に居させていただいた中で、私自身も職場に戻って県としての立場ですが、学校現場で子どもの人権が守られるために尽力してまいりたいと思いました。ありがとうございました。</p>
志澤委員	<p>始めは難しい問題で、自分で出来るのかなと思っていました。人権擁護委員になって3年になり、人権相談の勉強もしておりますが、相談業務は難しく、今回このような問題を皆さんで話しあったことは自分自身の勉強になりました。今後の活動に活かしていけるようにしたいと思います。ありがとうございました。</p>
瀬戸委員	<p>この場で現場の話をさせていただいて、自分の口で話してみると「こういうことか」と自分に返ってきて、すごい勉強になりました。今、保護司と民生委員等をさせていただいておりますが、保護司のケースでは「これが人権か」と飲み込んでいる自分がいて、役に立ったかどうかは分かりませんが、私にとっては非常に良い勉強となりましたのでありがたいなと思いました。</p>
原田委員	<p>日本に来た最初の5年は東京に住んでいましたが、25年間ずっと小田原に住んでいます。仕事は、魚、かまぼこの関係で今も続いています。</p>

	<p>す。人権のことについては自分自身も完璧な人ではないので、なるべく周りの人と連携しながら変えていきます。この仕事でたくさんの人の心に触れられたのでとても良かったです。ありがとうございました。</p>
村上委員	<p>普段は、法律ということで出来上がった広義の中で仕事をしていますが、今回はもっと前の施策ということで関わらせていただいて、すごく新鮮な経験をさせていただきました。人権は普段自分も扱っているつもりではあったのですが、やはりいろいろな仕事の中で見ている部分がすごく狭かったように思いました。委員の皆さんは、それぞれの立場で考え方や見えているものも違っており、いろいろなお話を伺うことができたことは自分にとって勉強になったというか、とても新鮮な気持ちになることができました。ありがとうございました。</p>
山本委員	<p>さまざまな人権があり、知らないことだらけでしたので非常に勉強になりました。価値観が多様化しているわけですが、経済を豊かにするというのも大切で豊かな社会の一つであると思っておりますし、その中にこの施策の一つひとつ織り込んで経済を回していくことを忘れずに、経済界を代表としてやっていきたいと思っております。いろいろとご指導をいただければ、我々も努力しながら人権に取り組んでいきたいと思っております。ありがとうございました。</p>
大石副委員長	<p>横浜にある NPO 法人の理事をしています。また、神奈川人権センターの幹事をしておりまして、特に在日外国人の問題としては歴史もありますし、新たにやってきたニューカマーの子どもたちの問題、家庭の関係など、日々いろいろな問題を抱えながらどうしたら共に生きる住みやすい社会が出来るのかといつも考えています。生まれてから大学の途中まで小田原で過ごしていましたので、小田原への愛着はあります。その中で、在日外国人の友達や被差別部落出身の友達などいましたので、そうした問題を自分が考えるようになって初めて問題が分かってきました。自分の中では熱い思いがあって委員をさせていただいております。さらにいろいろな課題があることを学ばせていただきました。本当に長い間どうもありがとうございました。</p>
吉田委員長	<p>関東学院大学のキャンパスが小田原にありました時に、教員として十数年居りました。最終日まで非常に熱い議論をしていただき、皆様の人権擁護に対する意気込みや姿勢などを強く感じました。小田原の施策にこのような考えが反映されることを強く願っております。きっと良くなっていくだろうと思っております。ありがとうございました。</p>
事務局【早川部長】	<p>事務局を代表しまして、ご挨拶させていただきます。</p> <p>令和3年10月から1年半にわたって、非常に丁寧で細部に至るまで熱心にご議論をいただきましてありがとうございました。吉田委員長、大石副委員長をはじめ、委員皆様のご議論のおかげで、この指針は他</p>

	<p>市に誇ることができる内容にまとまったと思っております。その一方でこの一年半の間に、人権に関わる問題は絶えず発生し、付きまとってきたということもあります。このまとまった内容を職員一同でしっかり体現して施策に活かし、市民の皆様に発信しながら、住みよいまちづくりに努めてまいりたいと思います。また、改めて皆様方にご協力をお願いする場面もあるかと思いますが、その節にはどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。</p>
吉田委員長	<p>委員の皆様、ありがとうございました。</p> <p>以上を持ちまして本日の議事はすべて終了いたしました。円滑な議事進行にご協力をいただきありがとうございました。長期に渡りお疲れさまでした。</p>